

【基本目標1】男女共同参画の実現に向けた意識の改革

市民一人ひとりが、男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消していくための広報啓発活動を推進します。男女共同参画の視点に立った学習機会や、次代を担う子どもたちの個性を重視し、お互いを認め合う教育を推進します。

男女共同参画の取り組みは、日本だけではなく世界的な規模で進められています。国際的視野を養い、理解を深めていくための交流事業や平和事業を推進していきます。

- ①男女共同参画の啓発の推進
- ②男女共同の視点に立った教育の推進
- ③性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

【基本目標2】家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進

社会のさまざまな分野で、男女が共同して能力を発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。また、男女がともに、家庭生活においても家事や子育てを協力し、身近な地域活動やマチづくりに積極的に参画できるよう環境づくりに努めていきます。

- ①政策・方針決定課程への女性の参画の拡大
- ②男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
- ③就労などの場における男女共同の確保
- ④農林水産業・自営業における男女共同参画の推進
- ⑤地域社会における男女共同の推進
- ⑥男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

【基本目標3】多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

男女がさまざまな分野において、平等にその個性と能力を十分に発揮するために、ともに自分にあった生き方を選択し、生涯にわたって健康で充実した人生が可能となるよう、生活上のさまざまな面における環境の整備に努めていきます。

- ①生涯学習の推進
- ②生涯にわたる健康づくりの推進
- ③高齢者などが安心して暮らせる環境の整備
- ④相談・支援機能の充実

総合的な推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と市役所がそれぞれ主体的に推進を図り、また、国や北海道、他自治体や民間団体などと必要な連携を図ることで本計画の推進を図ります。

- ①市役所における推進
- ②国、北海道、他市町村との連携
- ③市民、団体などとの連携
- ④推進管理

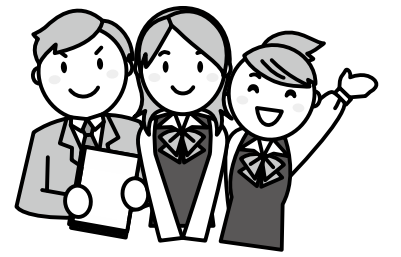
市は、性別に関わらず、社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の推進を図り、全ての市民が希望や夢を持って暮らすことができるマチを目指し、市民の皆さんと行政、事業者、地域団体、関係機関との連携により、今後もさまざまな施策に取り組んでいきます。



「留萌市男女共同参画基本計画」の詳細は、市・ホームページ（<http://www.e-rumoi.jp/>）でご覧いただけます。

「留萌市男女共同参画基本計画」について

市は、平成25年度からおおむね10年間の計画で、「留萌市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いに認め合い、支え合い、尊重し合う調和のとれた社会形成と、男女がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいます。



男女の人権を尊重し、豊かで活力ある社会の実現のために

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重され、少子高齢化の進展や国際的協調、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。

市が、15年2月に策定した「男女平等参画のもしプラン」では、

1、男女平等参画の実現に向けた意識の変革

2、家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

3、多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

の3つを基本目標として、男女平等参画社会の実現に向けて、10年間の計画期間の中で、さまざまな施策に取り組んできました。

その結果、男女平等参画に対する社会全体の理解や取り組みは、少しずつ浸透しつつありますが、今なお、社会の構図の中では男性を中心とした社会が多く見られ、女性の参画が進んでいない分野もあり、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題があります。

「留萌市男女共同参画基本計画」の基本的な考え方

■計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく計画として、留萌市における男女共同参画社会の形成促進に関する基本計画とします。
- ・留萌市の総合計画を推進していくための個別計画とします。

■計画の期間

平成25年度から、おおむね10年間とします。なお、社会の変化などに応じて必要な見直しを検討していきます。

■基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、下記の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関わりなく、ともに個性と能力が発揮できる社会を築いていくことを目指します。

1、男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として、能力を発揮できるよう配慮されること。

2、社会における制度または慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう配慮されること。

3、政策などの立案および決定への共同参画（第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

4、家庭生活とそのほかの活動の両立（第6条）

男女が互いに協力して家庭を築き、ともに仕事や地域活動など、さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

5、国際的協調（第7条）

国際社会における男女共同参画の取り組みを踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

「留萌市男女共同参画基本計画」は、平成24年度に計画期間を終えた「男女共同参画のもしプラン」の事業実施内容や課題の検証を行い、市

民検討会議を設置して、検証内容や今後の方向性について意見交換を重ね策定しました。

「留萌市男女共同参画基本計画」についての基本的な考え方は、左記のとおりです。